

## 平成25年度 第1回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成25年4月19日（金）午後1時30分

開催場所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

出席委員 大砂会長 押川会長代理 木多委員 江川委員 四宮委員 井川委員 稲田委員

事務局 定刻になりましたので、審査会を開催いたします。議事次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。会長が決まりますまで、事務局で進行させていただきます。まず、建築基準法第81条第1項の規定により会長、同条第3項の規定により会長代理を、委員の互選により選任することとなっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員 大砂委員を会長として推薦したいと思ひます。

事務局 大砂委員という声がございますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 それでは、会長を大砂委員に願ひしたいと思ひます。一言願ひいたします。  
会長 重責でございますが務めさせていただきます。建築基準法に規定された重要な任務を担った委員会でございますので、充実した審理ができますように会長として務めてまいりたいと思ひます。委員の皆様のご協力をお願ひ申し上げます。

事務局 これより議事の進行を大砂会長に願ひいたします。

会長 それでは、建築基準法第81条第3項の規定により会長代理を互選したいと思ひますがいかがでしょうか。

委員 押川委員に願ひしたいと思ひます。

会長 押川委員にという声がありますが、よろしいでしょうか。異議がないようですので、押川委員に会長代理を願ひいたします。一言願ひいたします。

会長代理 吹田市の建築審査会は、過去に審査請求を受けるなど経験を積んできました。その他の問題もいろいろとあると思ひますが、よろしく願ひします。

会長 よろしく願ひいたします。本日、傍聴者はおりますか。

事務局 傍聴者はおりません。

会長 事務局より報告事項をお願ひいたします。

事務局 **報告事項 法第43条ただし書き許可 3件**

会長 只今の報告事項について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員 許可第89号について、敷地面積が38㎡ほどと狭小地ですが、既存の建替えは、狭小地でも可能ということですか。

事務局 はい。最低敷地面積は条例に規定されていますが、条例は平成16年に施行されており、それ以前の敷地は適用除外の規定があります。

委員 許可第93号、第94号ですが、緩和面積とは駐輪場か何かですか。

事務局 玄関の隣にあります自動車車庫になります。

会長 他にご質問・ご意見はございませんか。では、事務局よりその他連絡事項をお願いします。

事務局 建築審査会の法的位置づけの説明  
法第43条ただし書き許可に関する相談

委員 今回築造させようとしている転回広場は公的管理道とつながる計画ですか。

事務局 その予定です。

会長 他に許可条件等があれば、整理して欲しいということですか。

事務局 はい。先に提案等もできるかと考えております。

会長 意見等あれば、事務局まで連絡をお願いします。それでは、署名委員と次回以降の審査会の予定をお願いいたします。

事務局 今回の議事録の署名委員を会長、押川会長代理、稲田委員にお願いしたいと思います。次回の建築審査会は5月31日を予定しております。それ以降は、6月21日、8月2日、9月6日を予定しております。よろしく願いいたします。

会長 それでは以上をもちまして審査会を終了いたします。ありがとうございました。